

生徒心得

この心得は、白老東高等学校生が有意義な高校生活を送るために、一人一人が心がけるべき校内外の生活の基準を示したものである。

各自は本校生としての誇りと使命を自覚し、自らの向上と、新しいよき校風樹立のために努めよう。

1. 礼儀について

- (1) 来客者や本校職員に対し、また生徒相互においても、真心のこもった挨拶や会釈をしよう。
- (2) 言葉づかいは、高校生らしい品位を保ち、目上の人には敬語を、生徒相互においても正しい言葉を用いよう。
- (3) 職員室、校長室、事務室等に入室する時は、コート等を取りノックをし、出入りについては会釈をし、礼儀をわきまえよう。
- (4) 集会、儀式などでは、規律正しく、静粛に行い、その目的の達成に努力しよう。

2. 校内生活について

- (1) 登校、下校
 - ア. 登校は8時30分までとする。SHR以前に入室すること。
 - イ. 登校後、授業終了までは校地外に出ないこと。やむを得ず外出する場合、HR担任の許可を受けること。
 - ウ. 平日は18時30分までに全ての活動を終了すること。ただし、関係教員がつく場合はその限りではない。
- (2) 授業
 - ア. 授業中は意欲的に学習し、私語を交すなど他に迷惑をかけること。
 - イ. 授業開始のチャイムまでに授業の準備をし、着席すること。
 - ウ. 授業の開始、終了の挨拶は、係の指示により起立し正しくすること。
 - エ. 座席を勝手に変えたり、列を乱さないこと。
 - オ. 授業における遅刻や早退は、教科担当にその理由を明らかにした上で着席、または退席すること。
- (3) 環境
 - ア. 校舎、教具、教材その他の設備を大切に取り扱い、万一破損した場合は速やかに届け出ること。
 - イ. ポスター等を掲示する場合は、生徒指導部の許可を受けること。
 - ウ. 上履き、外履きの区別を守り、土足をしないこと。
 - エ. 校内外の環境美化に努めること。
- (4) 休業中および日曜日、祭日における校舎使用
 - ア. 土曜日、日曜日および祭日の登下校は、職員玄関から出入りすること。休業中を含めその他の日は、生徒玄関から出入りすること。
 - イ. 登校する時は制服等定められた服装をすること。

ウ. 校舎使用については、予め計画および、校舎使用願いを提出し、担当教員の許可を受けること。

エ. 校舎使用後の清掃、後始末を徹底すること。

(5) 持ち物

ア. 授業に不要なものは持ち込まないこと。

イ. アメ、ガム類の持ち込みは禁止する。

ウ. 携帯電話について

①授業中の使用や校内での充電行為は禁止する。違反した場合は登校後終日預かり指導とする（3日間）。

②携帯電話は、原則としてHR教室内でのみ使用すること。

③生徒ホールなどの人目につく場所での通話行為は自粛すること。

3. 校外生活について

(1) 外出するときは、その目的、行き先、帰宅する予定時刻等を保護者に告げ、夜間外出する場合は午後9時までには帰宅すること。

(2) 友人宅での外泊は原則として禁止する。ただし、事情があり外泊を必要とするときは、双方の保護者の許可を得ること。

(3) 主として酒類を提供する飲食店への出入りを禁止する。

(4) 諸行事、諸会合への参加は事前に生徒指導部に届け出ること。

(5) 旅行・キャンプ等を行う場合は保護者の引率の下十分配慮し、マナーや禁止事項を厳守すること。

(6) パチンコ、マージャン等の娯楽場の出入りを禁止する。

(7) アルバイトについて

①アルバイトをする者は、事前に保護者、担任、本人の三者で十分協議をすること。その上で生徒指導部にアルバイト届を提出し、校長の承認を得ること。

特に、アルコールの提供を主とするお店でのアルバイトは禁止とする。

長期休業中におけるアルバイトについては、各々の休業期間の2/3を越えないものとする。(アルバイト承認の条件は別に定める)

②1年生のアルバイトについては原則禁止とする。ただし、事情がある場合は、必ず保護者、担任、本人の三者で協議のうえ、生徒指導部にアルバイト届を提出し、校長の承認を得ること。

4. 交通安全について

(1) 通学については、交通道德、法規等を守り、事故に遭わぬよう気をつけること。特に、JR・バス利用者は、他の乗客に迷惑をかけること。

(2) 自転車通学を希望する生徒で、通学距離及び通学路が妥当と認められた場合、自転車通学許可願いを提出し許可を得ること。(自転車通学許可条件は別に定める)

(3) 原動機付自転車及び自動二輪車の運転免許取得は禁止する。

(4) 車両運転免許取得(自動車学校等入校)を希望する者は、保護者来校のうえ、取得

希望者説明会に出席し、所定の手続きを得ること。(取得許可基準は別に定める)

5. その他の注意事項

- (1) 飲酒、喫煙をしてはならない。
- (2) 薬物は絶対に使用しないこと。また、関与しないこと。
- (3) 生徒相互の金銭の貸借はつつしみ、問題を生じぬように留意すること。
- (4) いかなる場合も威嚇行為、暴力行為があってはならない。暴力を受けたり、見たり聞いたりした場合は必ず届け出ること。
- (5) 盗難防止のためお互いに気をつけよう。遺失物拾得物は速やかに届け出ること。
- (6) SNS・インターネットの利用はルールやマナーを守り、トラブルに巻き込まれたり、被害に遭わないよう心がけること。

平成19年 4月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

(登校時間について)

平成28年 4月 1日一部改正

(持ち物、携帯電話について)

平成30年 4月 1日一部改正

令和4年10月 1日一部改正

(登校、下校)

(持ち物、携帯電話について)

(校外生活について)

令和6年 4月 1日一部改正

服 装 規 程

1. 制服は次のとおり定める。

男子タイプ

- (1) 正装は、本校指定のブレザー、スラックス、ネクタイを着用し、ワイシャツはレギュラー角エリ、白無地とする。校章のバッジは、上着の左エリの所定の個所につけること。くつ下は、白・紺・黒系の無地のものを着用すること。
- (2) 夏季略装期間（6月1日から前期最終日まで）は、ワイシャツにネクタイを締めた姿か、または、学校指定のポロシャツを着用した姿のどちらかとする。
なお、ブレザーの着用は自由とする。ただし、行事等で学校が指示したときは正装とする。

女子タイプ

- (1) 正装は、本校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、ネクタイを着用し、ワイシャツはレギュラー角エリ、白無地とする。校章のバッジは、上着の左エリの所定の個所につけること。くつ下は、白・紺・黒系の無地のものを着用すること。ストッキングやタイツは、紺・黒・ベージュの無地とする。スカート丈は膝頭にかかる長さとする。
- (2) 夏季略装期間（6月1日から前期最終日まで）は、ワイシャツにネクタイを締めた姿か、または、学校指定のポロシャツを着用した姿のどちらかとする。
なお、ブレザーの着用は自由とする。ただし、行事等で学校が指示したときは正装とする。
- (3) スラックスは、全員購入とし、冬期間(後期中間考査終了翌日から3月末日まで)は全員が着用する。

※くつ下類に関する規程

- (1) くつ下類の種類と形態について
くつ下は華美にならないこととする。ハイソックスは、白・紺・黒系の無地のものを基本とする。ストッキングやタイツは、紺・黒・ベージュの無地とする。
(注) ルーズソックス、レッグウォーマーは認めない。
- (2) くつ下類の着用について
防寒のために、ストッキングやタイツの上に、くつ下またはハイソックスの着用を認める。ただし、色は白・紺・黒系の無地を基本とする。また、正装を指示された場面ではこれまで通り着用は認めない。

※ニット類に関する規程

(1) ニット類の種類と形態について

ニット類はベスト・セーター・カーディガンを認める。ただし、ブレザーからはみ出すものは認めない。形状はネクタイが見えるもの、色は紺・白・黒・グレー・ベージュに限定する。ただし、色は単色(ワンポイント・エリやそでにラインが入るものは可)とする。(注) チェック・ストライプなど柄物は認めない。

(2) ニット類の着用について

ニット類の登下校・授業中を含む学校生活内のブレザー内の着用は認める。学校内をニット類で生活することはできない。冬期間暖房により暑くなった場合、ニット類を脱ぐこと。夏季略装期間(6月1日から前期最終日まで)の着用は、ベストのみ認める。

(3) 正装時のニット類の扱いについて

正装は、ニット類を外した姿とする。

(注) 正装義務は「入学式」「卒業式」「式典類、その他学校の指定した日」「進路活動」に限る。

2. 登下校時には制服を着用すること。
3. 異装する場合は、事前に生徒手帳にその理由、期間等を記入し、HR担任を通じ生徒指導部に提出し許可を受けること。
4. 登下校の際は、サンダル類を着用してはいけない。
5. 体育行事等は、男女とも学校指定ジャージを着用すること。
6. 頭髪は、本校の規則に則った、清潔感のある髪型とし、染髪、パーマ、巻き髪等の加工は一切禁止する。
7. 化粧をしないこと。(マニキュア、色付きリップ等も含む)
8. 装飾品(ピアス、指輪、ネックレス等も含む)をつけないこと。違反した場合は没収のうえ、預かり指導とする。
9. 皮革製または、人造皮革製に類するコート、ジャンパーの着用は禁止する。
10. 登下校も含め、パーカーやトレーナー類(スウェット等)の着用は禁止する。
ただし、防寒着としてフルジップのジップパーカーは、ブレザーの上に着用するのは可とする。

平成13年 1月20日 一部改正

(ニット類に関する規程)

平成19、20、21、24、25、26、29、30年 4月 1日 一部改正

令和4年10月 1日 一部改正

令和6年 4月 1日 一部改正